

あなたの会社は大丈夫ですか？

## パワハラ防止措置と職場の環境作り

「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」とは、従来法的な規定がなかったパワーハラスメント(パワハラ)について定義を定めて、防止措置を事業主に義務付けたものです。この法律は、大企業では2020年6月より施行されていましたが、中小企業でも2022年4月から適用となりました。

本セミナーでは、「パワハラ防止法」のことを知って頂くとともに、これから準備を進めたい企業様に向けて、その対策法をお伝え致します。

**日時**

2022年5月19日(木) 14:00～16:00

**会場**

川崎市産業振興会館 3F SAKURA LABO (サクララボ)

※川崎駅西口 徒歩8分 アクセスは裏面をご覧ください

※今後の新型コロナウイルスの感染状況によってはオンライン開催へ変更する可能性もございます。

**定員**

20名(先着順)

**対象**

企業経営者・管理職など『職場の環境作り』に関わる方

### プログラム

14:00～14:05	はじめに
14:05～15:35	セミナー講演 【主な内容】 「パワハラ防止法とは何か」 「企業に適用されると、どんな影響があるのか」 「どのような準備をすればよいのか」 「管理職に何を伝えるべきか」 など
15:35～15:50	質疑応答
15:50～16:00	お知らせ

### 講師

社会保険労務士ころざし経営労務事務所 代表

タノシゴトコンサルティング株式会社 代表取締役

志田 淳 氏



1977年2月5日生まれ 横須賀市出身、川崎市川崎区在住。

大学を卒業後、大手ドラッグストアに就職。管理職として業務に従事。

2008年に社会保険労務士の資格取得。その後、社会保険労務士事務所に転職し実務経験を積む。

2013年『社会保険労務士ころざし経営労務事務所』設立。企業の労務相談、就業規則・各種規定の作成、指導、実務書の監修、労働保険・社会保険の手続きに携わる。

社会保険労務士の仕事を通じ、人材教育の重要性に気づき、「楽しく仕事をする人材を増やしたい」という思いから教育・研修事業を柱とした『タノシゴトコンサルティング株式会社』を2018年設立。

現在、特にハラスメント研修に力を入れている。また「企業はヒト」「人材の定着には組織風土の活性化は欠かせない」という考えから、社員の持ち味を発揮させる「持ち味発揮研修」や「褒め言葉研修」といったユニークな企業内研修も実施。併せて、民間企業、役所、商工会議所、法人会などで労務管理セミナーの講師も務めている。

## 申込方法

下記に必要事項をご記入の上 FAX(044-548-4151)下さい。  
または、E-mail([hatarakikata@kawasaki-net.ne.jp](mailto:hatarakikata@kawasaki-net.ne.jp)) でもお申込み頂けます。  
お申込みを確認次第、受付完了のご連絡を申し上げます。

## パワハラ防止措置と職場の環境作り セミナー参加申込記入欄

企業名		
役職名		
お名前		
ご連絡先	電話	
	E-mail	
	勤務先住所	
御質問・ご要望などあれば御自由にお書き下さい		

## 会場アクセス

### 川崎市産業振興会館 3F SAKURA LABO (サクララボ)

川崎市幸区堀川町6番地20 3階 (JR川崎駅西口 徒歩8分)



## 問い合わせ先

公益財団法人川崎市産業振興財団 新産業振興課 担当：田中・増淵  
電話：044-548-4139 FAX：044-548-4151